

# 山梨県公報

第十一百九十三号

平成十四年  
六月六日 木曜日

## 三 道路の区域

区間		新	旧	の旧別新
		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
甲府市塩部三丁目一四八〇番の五地先から で	三〇〇一四五二番の一八地先ま	一一一・〇	一九・六	
二三一・五・九	一一一・〇			

## 山梨県告示第一百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年六月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年六月六日

山梨県知事 天野建

一 道路の種類 県道  
二 路線名 四日市場上野原線  
三 道路の区域

区間		新	旧	の旧別新
		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
都留市朝日曾雌字落合三一三番の一地先か で	七・六・ 三五・二	一四・〇・ 五四・〇	二七六・〇	
	一一一・〇	一一一・〇		

## 告示

告示	目次
道路の区域変更(五件)	一一九七
道路の供用開始	一一九八
公 告	
指定居宅サービス事業者の指定	一一九八
指定居宅介護支援事業者の指定	一一九九
指定介護老人福祉施設の指定	一一九九
指定居宅介護支援事業者の廃止	一一一〇〇
指定居宅サービス事業者の廃止	一一一〇一
落札者等の決定について	一一一〇一
大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出(二件)	一一一〇一
落札者等の決定について	一一一〇一
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	一一一〇一
土地改良区役員の退任及び就任	一一一〇一
公 安 委 員 会	一一一〇一
遊技機の型式の検定	一一一〇一

## 山梨県告示第一百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峠中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年六月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年六月六日

山梨県知事 天野建

一 道路の種類 県道  
二 路線名 甲府昇仙峡線

山梨県公報 第十一百九十三号

平成十四年六月六日

山梨県知事 天野建

一 道路の種類 一般国道  
二 路線名 四一二三号  
三 道路の区域

区		間	
南都留郡道志村字向平一一四六番の三地先から南都留郡道志村字中丸沢一八五四番の一地先まで		旧	の旧別新
新	二六・六五・四	一九・五三・一	(敷地の幅員(メートル))
		九八・八	(延長(メートル))

### 山梨県告示第一百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年六月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年六月六日

山梨県知事 天野建

区		間	
一 道路の種類 一般国道 二 路線名 四一二三号 三 道路の区域		新	旧 の旧別新
新	七・一九・三	七・一六・四・五	(敷地の幅員(メートル))
	一〇〇・五	一〇〇・五	(延長(メートル))

### 公 告

指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法（平成九年法律第百一十二号）第四十一条第一項の規定により、指定居宅路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年六月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年六月六日

山梨県知事 天野建

区		間	
都留市大野字大津二二〇番の一地先から		新	旧 の旧別新
新	九・二五一・六	七・七九・八	(敷地の幅員(メートル))
		三四〇・〇	(延長(メートル))

### 山梨県告示第一百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年六月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年六月六日

山梨県知事 天野建

区		間	
長坂高根線		新	旧 の旧別新
北巨摩郡長坂町大字大八田字曲	北巨摩郡長坂町大字大八田字曲	三七八・〇	(延長(メートル))
田四六一四番の二地先まで	田四六一四番の二地先から大字大八田字曲	平成十四年六月六日	期供用開始の日

### 山梨県告示第一百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年六月二十七日まで一般の縦覧に供する。

笛吹莊デイサ 護事業所指定期通所通所介護	若草町通セデ所ノイサ 事業所指定期通所介護	まごころ玉穂 事業所通所介護	武川村通所介 護事業所	武川村訪問介 護事業所	訪問看護みテ シヨンミテ	介祉下部事業会訪 協議会社会問題福	すサデロソナミス サデロソナミス	所訪問介護事業 あい	援摩第二セントラ 株式会社北支巨	援摩第二セントラ 株式会社北支巨	セントラルセイタ セイタービクス・ネ	名称
東山梨郡牧丘	四町中巨二番地条若草 二二六草	五三町中巨一工宮五郎 二二六六	二村北番牧原摩 一三武川	二村北番牧原摩 一三武川	六都九留番市地法能 六二三	三町西八番常葉代 一郡下九部	八町南青柳摩 七五五	七丁目甲府市美咲 一六番	番町北巨摩二八 七五坂	番町北巨摩二八 七五坂	病院内一町北巨森 一雙葉	所在地
一九七〇四〇〇	六一九七〇八〇〇	六一九七〇八〇〇	二一九三五	二一九三五	〇一九六一一九〇	二一〇九七〇六〇〇	三一九七〇七〇〇	〇一九七〇一〇一	二一三五七一〇〇〇	二一九七一〇〇〇	二一九七一〇〇〇	介護保険事業所番号
通所介護	通所介護	通所介護	通所介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	通所介護	訪問介護	訪問入浴介護	訪問介護	通所介護	サービスの種類
平成十四年四月	一平成十四年四月	一平成十四年四月	一平成十四年四月	一平成十四年四月	一平成十四年四月	一平成十四年四月	十平成十四年三月	一平成十四年三月	一平成十四年三月	一平成十四年三月	八平成十四年一月	指定年月日

事入寿業所指定期通所介護	ビ寿庄セテニイサ テニイサ	原んデ ジんホ ・上ム 野に	・ヨケ 上ンス 野にん じんシ	ケ有限会 社あい セサバ ス	花セ デ 太陽 のな ビス	う老合資 ふきの と宅	タ・ 有限会社 ワイン 工ワフ	ル痴 ア・ アセリ 呆性老 人ムグ	かセ デ わ セ ン タ ー あ ビ ス	業所笛 吹活 介短 護事 入	イ ーピ セン タ
二番整吉富 三九理田士 号街地田吉 区仮端田 一換区市 地画下	二番整吉富 三九理田士 号街地田吉 区仮端田 一換区市 地画下	四原北 二町都 四上留 番野都 地原上 一二野	四原北 二町都 四上留 番野都 地原上 一二野	〇町東八 番心經寺 郡中四 七道	九湖南 〇町船留 郡三一河 一口	地村南 三八都 三五二 九番津	〇湖南都 〇町船留 郡五三河 一口	〇町東山梨 六番地 四三勝沼	六四甲府市 四丁目一 八番田	二町東山 二番室地 伏梨二郡 四牧五丘	二町室伏 二四五
一一九九七 一一二〇〇	一一九七 一一二〇〇	一一九五 一一五〇〇	一一九七 一一五〇〇	五一〇八 一九七〇五〇〇	二一九七 一九七一三〇〇	二一九七 一九七一三〇〇	二一〇五 一九七一三〇〇	〇一九五〇四 八〇	〇一九六〇一 〇	一一九七〇 四〇〇	一一三九
護短期入所生活介	通所介護	通所介護	訪問介護	訪問介護	通所介護	通所介護	福祉用具貸与	生活痴呆対心型共同	通所介護	護短期入所生活介	
十平成十四年五月	十平成十四年五月	十平成十四年五月	十平成十四年五月	十平成十四年五月	八平成十四年四月	一平成十四年四月	一平成十四年四月	一平成十四年四月	一平成十四年四月	一平成十四年四月	一日

指定居宅介護支援事業者の指定  
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成十四年六月六日

山梨県知事 天野 建

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	指定年月日
株式会社北支巨摩セントラル	番町北巨摩郡長坂二番地二八五五坂	一九七一〇〇〇	居宅介護支援	平成十四年二月一日
セニアサービスあぞら	○丁大月市大月二番目一ニ二番ニビル	一一九七一四〇〇	居宅介護支援	平成十四年三月一日
クレイン農業組合	六原町四都留郡上津七野	一一九七一五〇〇	居宅介護支援	平成十四年三月一日
ツケの会事務部	六五番地	一一九七一六〇〇	居宅介護支援	平成十四年四月一日
豊富村社会福祉協議会	六都留市法能六	一一九六一一九〇	居宅介護支援	平成十四年四月一日
中道居宅介護支援事業所	三村東八大鳥居三七	一一九七〇五〇〇	居宅介護支援	平成十四年四月一日
寺「」事業所介護支援	○町下向山中道	一一九七〇五〇〇	居宅介護支援	平成十四年四月一日
福山中湖村委会社会	五町東八代郡御三坂	一一九七〇五〇〇	居宅介護支援	平成十四年四月一日
南部町在宅介護支援センタ	二町南巨摩郡八南部	一一九七〇七〇〇	居宅介護支援	平成十四年四月一日
福山中湖村委会社会	湖南都留平野一山中	一一九七一三〇〇	居宅介護支援	平成十四年五月一日

指定介護老人福祉施設の指定  
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十八条第一項第一号の規定により、指定介護老人福祉施設として指定した。

平成十四年六月六日

山梨県知事 天野 建

・夕にんじん・上野原	介護相談センター	業所介護支援事
四原北都上野郡原上一二野	寿荘指定居宅	五〇番地
四二二四番地原一二野	整吉田地区端市下	一一九七一五〇〇
一九七一〇〇	居宅介護支援	居宅介護支援

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	指定年月日
木「ム笛吹莊	二町東山梨郡四牧丘	一一九七〇四〇〇	介護福祉施設サ	平成十四年四月一日
別養吉田市木特	二番地三九号	一一九七一二〇〇	介護福祉施設サ	平成十四年五月一日
富士吉田市木特	吉田地区端市下	一介護福祉施設サ	平成十四年五月一日	平成十四年五月一日

指定居宅介護支援事業者の廃止  
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から廃止の届出があったので公示する。

平成十四年六月六日

山梨県知事 天野 建

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	廃止年月日
(社)山梨県	西八代郡上九	一九七〇六〇〇	居宅介護支援	平成十三年十二

定看護協会 事業所	一色村古関 一一五八番地	一一九一
中道町居宅介 護支援事業所	○町東八代郡中 一町南巨摩郡南 二番地	一九七〇五〇〇
護南支 援センタ ー介	○町下向山 一九七〇七〇〇	一九四
居宅介護支援	平成十四年三月 三十一年四月	月三十一日

指定居宅サービス事業者の廃止  
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から廃止の届出があったので公示する。  
平成十四年六月六日

山梨県知事 天野 建

名 称	所 在 地	介 護 保 险 事 業 所 号	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
下部町訪問介護事業所	西八代郡下部 三町常葉一〇九部	〇一九七〇六〇〇	訪問介護	平成十四年三月 三十一年四月
岳介護セントラル	番町北巨摩郡長坂 二番地一五坂	一一九七一〇〇〇	訪問介護	平成十四年一月 二十八日
株式会社ハケ	四町中巨摩郡若草 二番地一六六	一一九七一〇〇〇	訪問入浴介護	平成十四年一月 二十八日
岳介護セントラル	番町北巨摩郡長坂 二番地一五坂	〇一六八		
株式会社ハケ	四町中巨摩郡若草 二番地一六六	一一九七一〇〇〇		
若草町指定通所介護事業所	二村北巨摩郡原摩 二番地一三武川	一一九七一〇〇〇		
武川村通所介護事業所訪問介	二村北巨摩郡原摩 二番地一三武川	一一九七一〇〇〇		
東邦薬品株式会社	甲府市徳行四	一一九七一〇〇〇		

部会社山梨営業	丁目一三番三	三五八
勝沼町立勝沼病院	〇号	
番地東山梨郡勝沼	一九一〇四一〇	
番地一九一〇四一〇	三〇五	訪問リハビリテーション(みんな)
番地一九一〇四一〇	一九四	平成十四年四月一日
番地一九一〇四一〇	三一〇	三十一日

落札者等の決定について  
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十四年六月六日

山梨県知事 天野 建

一 随意契約に係る役務の名称及び数量  
県有試験研究施設実験廃液処理委託業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県森林環境部大気水質保全課 山梨県甲府市丸之内一丁目六番一號

三 随意契約の相手方を決定した日  
平成十四年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所  
山梨県機械金属工業団地協同組合 山梨県甲府市落合町八一七番地

五 随意契約に係る契約金額  
二千八百八十七万五千円

六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

随意契約によることとした理由

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十四年十月六日まで縦覧に供する。

平成十四年六月六日

## 一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 株式会社なとり 代表取締役 名取孝雄  
 2 住所 中巨摩郡櫛形町沢登二十九番地

## 二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (一) 名称 おかげま白根食品館  
 (二) 所在地 中巨摩郡白根町飯野三千六百八十九番地

2 变更した事項  
 2 変更した事項  
 (一) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (二) 所在地 中巨摩郡白根町飯野三千六百八十九番地

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
株式会社さえき 佐伯行彦 代表取締役	東京都国立市西一丁目十一番地	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称及び住所
有限会社モンセルヴァン 役員 依田辰男 代表取締役	甲府市塩部四丁目十六番十二号 千葉県市川市柏井町三丁目六百 二十五番地四	中巨摩郡白根町飯野三千六百六 十九番地五十二

## 3 変更の年月日

平成十四年三月一日  
 三 届出年月日  
 平成十四年三月二十九日

## 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十四年十月六日まで縦覧に供する。

平成十四年六月六日

山梨県知事 天野 建

## 一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 ランドハウス株式会社 代表取締役 依田章

## 二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (一) 名称 おかげま田富食品館  
 (二) 所在地 中巨摩郡田富町大字西花輪字小宮四千四百一十四番地八

2 变更した事項  
 2 変更した事項  
 (一) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (二) 所在地 南巨摩郡鰍沢町一番地

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
株式会社さえき 佐伯行彦 代表取締役	東京都国立市西一丁目十一番地	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称及び住所
有限会社アカシア 役員 小池英幸 代表取締役	甲府市下飯田二丁目十一番十六 号	中巨摩郡昭和町清水新居百九十 一番地一

## 3 変更の年月日

平成十四年三月一日  
 三 届出年月日  
 平成十四年三月二十九日

## 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十四年六月六日

山梨県知事 天野 建

一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量	山梨県農業農村整備事業新積算システム用機器 一式
二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地	山梨県農政部耕地課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 隨意契約の相手方を決定した日  
 平成十四年四月一日

四 隨意契約の相手方の氏名及び住所

エヌイーシーリース株式会社 東京都立川市錦町一丁目八番七号

五

随意契約に係る契約金額

三千三百十三万六千七百四十円

六

契約の相手方を決定した手続

随意契約

開発行為によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

七

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
平成十四年六月六日

山梨県知事 天野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
中巨摩郡竜王町名取字上阿原八七の一、八七の二、八七の四及び八七の五
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峠中地域振興局建設部及び竜王町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡竜王町富竹新田九百八十三番地 石川秀徳

土地改良区役員の退任及び就任  
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、竜王町土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
平成十四年六月六日

山梨県知事 天野 建

一 退 任

理 事 大八木小太郎 中巨摩郡竜王町富竹新田五八五番 平成十四年三月三十一日

地 中巨摩郡竜王町富竹新田五八五番 平成十四年三月三十一日

二 就 任

理 事	役 職 名	山 本 正 文	住 所	就 任 年 月 日
		甲府市国母八丁目一一番二九号		平成十四年四月一日

## 公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあつた遊技機について検定を行つた結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。  
なお、検定の有効期間は、平成十七年六月五日までとする。

平成十四年六月六日

山梨県公安委員会

委員長 古屋忠彦

申請者氏名又は名称及び住所	型 式 の 概 要
株式会社アリストクラートテクノロジーズ 代表取締役 加茂隆曹	及 遊 技 機 区 分
五東京都千代田区東神田二丁目二番一二号	規 则 第 六 条 遊 技 機
株式会社エース電研 代表取締役 武本孝俊	規 则 第 六 条 遊 技 機
二番九号	規 则 第 六 条 遊 技 機
動 物 第三種 特 別 電	規 则 第 六 条 遊 技 機
研工 株式会社ス電社	規 则 第 六 条 遊 技 機
二二〇一七四	規 则 第 六 条 遊 技 機

株式会社ダイドー 代表取締役  
三号 賣田久治  
東京都渋谷区東二丁目二三番  
規則機遊技ぱちんこ  
第一号イ第六条第一  
第二号イ別表第一  
第一種物役物種特種特別電  
I C R フィ  
エ ス ト バ イ ク  
S  
株式会社  
ダイドー<sup>一〇〇一五</sup>

発行者  
山梨県  
甲府市丸の内一丁目六番一号

印  
刷  
所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口 丁目六番